

移動等円滑化取組計画書

2020年 6月 25日

住 所 徳島県板野郡松茂町
豊久字朝日野16番地2
事業者名 徳島空港ビル株式会社
代表者名（役職名及び氏名） 代表取締役社長
森本 義雄

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客設備の整備等に関する事項 当社が管理する徳島空港ターミナルビルは、移動等円滑化基準に適合しているため、今後も適切な施設管理を行い、より高い水準のバリアフリー化を検討する。</p> <p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 館内のバリアフリー情報や施設案内に関する情報提供の充実を図る。（ホームページ等）(2020年度～)</p>

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
-	-

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ビル内事業者との連携	航空会社やテナント等のビル内事業者と協力し、案内や誘導等の連携を図っていく（2020年度～2022年度）

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
総合案内所での情報提供方法	必要に応じて、筆談ボード、多言語翻訳機器を使用する。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
教育訓練の 実施検討	これまで移動円滑化に関する教育訓練は行っていなかったため、教育訓練の実施を検討している。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

お客様のご意見箱を設置しており、ユニバーサルデザインに関する要望など、頂戴した意見に対して順次改善を行う。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
-	前年度計画書無し	本年度に計画書作成義務対象者指定のため

V その他計画に関連する事項

特になし

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。